

厚生委員会報告資料

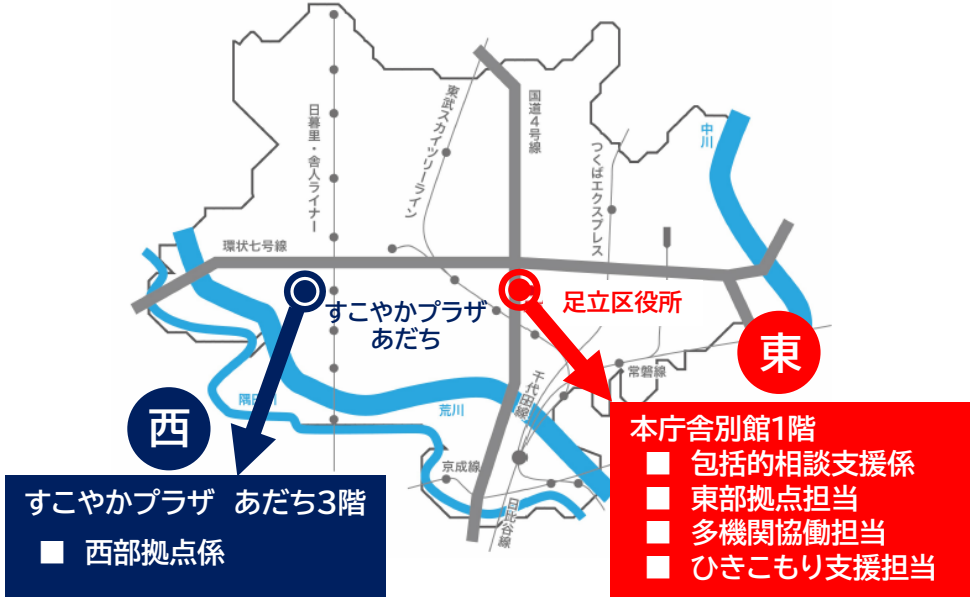
令和 7 年 4 月 1 5 日

報告事項件名	頁
1 福祉まるごと相談課東西 2 拠点での相談体制について	2
2 重層的支援体制の整備における地域づくり事業の実施について	4
3 足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについて	7
4 特別養護老人ホームに関わる課題対応に伴う整備方針の 一時凍結について	9
5 令和 6 年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について . . .	1 5
6 足立区高齢者保健福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画の 策定スケジュールについて	1 9

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和7年4月15日

件名	福祉まると相談課東西2拠点での相談体制について																				
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課																				
内容	令和7年4月の「すこやかプラザ あだち」の開設に伴い、福祉まると相談課の係の一部を移転し、本庁舎別館と東西2拠点での包括的相談支援を実施するため、以下のとおり報告する。 1 包括的相談支援 高齢、介護、障がい、子ども・子育てなど既存の窓口に加えて、属性や世代・内容を問わず困りごとを包括的に受けとめる相談支援 2 東西2拠点体制  西 すこやかプラザ あだち3階 ■ 西部拠点係 東 足立区役所 本庁舎別館1階 ■ 包括的相談支援係 ■ 東部拠点担当 ■ 多機関協働担当 ■ ひきこもり支援担当 3 2拠点人員体制（令和6年度との比較）【 】内は職員数 単位：人 令和7年度福祉まると相談課職員数：22名（令和6年度から+4名増） <table><tr><th colspan="2">令和6年度【18】</th><th colspan="2">令和7年度【22】</th></tr><tr><td rowspan="5">本庁舎別館 【18】</td><td>■課長 【1】</td><td rowspan="5">本庁舎別館 【13】</td><td>■課長 【1】</td></tr><tr><td>■包括的相談支援係 【8】 （うち会計年度任用職員：5）</td><td>■包括的相談支援係 【2】</td></tr><tr><td>■多機関協働担当 【1】</td><td>■東部拠点担当 【8】 （うち会計年度任用職員：6）</td></tr><tr><td>■ひきこもり支援担当 【1】</td><td>■多機関協働担当 【1】</td></tr><tr><td>■西部拠点担当 【7】 （うち会計年度任用職員：5）</td><td>■ひきこもり支援担当 【1】</td></tr><tr><td></td><td>すこやかプラザ 【9】</td><td></td><td>■西部拠点係 【9】 （うち会計年度任用職員：6）</td></tr></table>	令和6年度【18】		令和7年度【22】		本庁舎別館 【18】	■課長 【1】	本庁舎別館 【13】	■課長 【1】	■包括的相談支援係 【8】 （うち会計年度任用職員：5）	■包括的相談支援係 【2】	■多機関協働担当 【1】	■東部拠点担当 【8】 （うち会計年度任用職員：6）	■ひきこもり支援担当 【1】	■多機関協働担当 【1】	■西部拠点担当 【7】 （うち会計年度任用職員：5）	■ひきこもり支援担当 【1】		すこやかプラザ 【9】		■西部拠点係 【9】 （うち会計年度任用職員：6）
令和6年度【18】		令和7年度【22】																			
本庁舎別館 【18】	■課長 【1】	本庁舎別館 【13】	■課長 【1】																		
	■包括的相談支援係 【8】 （うち会計年度任用職員：5）		■包括的相談支援係 【2】																		
	■多機関協働担当 【1】		■東部拠点担当 【8】 （うち会計年度任用職員：6）																		
	■ひきこもり支援担当 【1】		■多機関協働担当 【1】																		
	■西部拠点担当 【7】 （うち会計年度任用職員：5）		■ひきこもり支援担当 【1】																		
	すこやかプラザ 【9】		■西部拠点係 【9】 （うち会計年度任用職員：6）																		

4 窓口開庁日時

相談時間		月	火	水	木	金	第2土	第4日
別館 本庁舎	午前9時～午後5時	○	○	○	○	○		○
	午後5時～ 7時		○			○		
すこやか プラザ	午前9時～午後5時	○	○	○	○	○	○	
	午後5時～ 7時		○			○		

5 東西2拠点での運用イメージ

- (1) 住所で管轄を分けず、相談者が希望する場所で相談支援を実施
→ 相談が継続する際は担当職員を決めて伴走支援
- (2) 新たに配備するタブレット端末を活用し、必要に応じて庁内関係所管が一緒にお話を伺うなど東西2拠点間でのオンライン連携を実施
- (3) 東西2拠点間で毎月会議を開催し相談・対応件数を均等・平準化

6 今後の方針

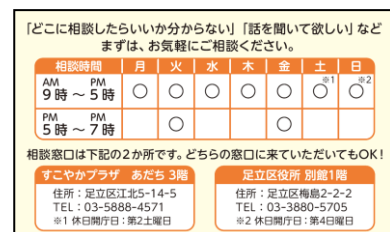
- (1) 「リニューアルしたチラシ」と「新たに作成したPRカード」を用いながら、区民及び関係機関に広く周知していく。
- (2) 断らない相談しやすい福祉窓口として、東西2拠点間の連携はもとより、関連する支援機関とともに区民の困りごとに寄り添っていく。

《参考》リニューアルしたチラシと新たに作成したPRカード

■ チラシ（A4サイズ両面印刷）



■ PRカード（A7サイズ両面印刷）



厚生委員会報告資料

令和7年4月15日

件名	重層的支援体制の整備における地域づくり事業の実施について
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課 足立区社会福祉協議会
内容	令和6年度から取り組んできた重層的支援体制整備事業のうち、これまで未実施であった「<u>地域づくり事業</u>」を令和7年度から新たに実施するため、以下のとおり報告する。 1 重層的支援体制整備事業とは (1) 社会福祉法の改正により令和3年4月に創設（区市町村の任意） (2) 地域共生社会^{※1}の実現を目指すための体制整備事業 (3) 事業内容として3つの支援を規定 「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」 (4) 上記（3）を支える事業として以下の2つを規定 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」 ※1 地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会  目指す 重層的支援体制整備事業 一体的に展開することで一層の効果を発揮 重層的支援体制整備事業における3つの支援 属性を問わない 相談支援 参加支援 地域づくりに 向けた支援   アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 多機関協働事業 重層的支援体制整備事業を支える2つの事業

2 重層的支援体制整備事業各事業の概要と足立区での展開

事業			支援内容	足立区
重層的支援体制整備事業	①	包括的相談支援事業	属性や世代・内容を問わずに受けとめる包括的な相談支援	R 6 年度実施
	②	参加支援事業	ひきこもり支援や就労準備支援などを通じ、地域とのつながりを作るための支援やマッチング	R 6 年度強化
	③	地域づくり事業	属性や世代を超えて交流できる機会の整備や、地域における活動の活性化を図るため、多様な団体や人をコーディネート	R7年度実施
重層を支える	④	アウトリーチ等継続的支援	会議やネットワークの中から潜在的なニーズや相談・困りごとを見い出す。	R 6 年度強化
	⑤	多機関協働事業	行政機関だけでなく、区市町村全体で包括的な相談支援体制を構築	R 6 年度実施

3 地域づくり事業の実施形態

- (1) 足立区社会福祉協議会への事業委託により実施
- (2) 足立区社会福祉協議会の職員 2 名を、地域づくり事業の中核を担う“地域福祉コーディネーター※2”として基幹地域包括支援センター東部に配置

※2 地域住民や関係機関・団体が、属性や世代、分野を超えて支えあう仕組み・福祉ネットワークづくりをする地域福祉の専門職

4 地域福祉コーディネーターの主な役割

主な役割		委託内容	活動内容案
①	気づく	地域に出向き、様々な困りごと・地域課題・潜在的な福祉ニーズを把握・情報収集	ア ニーズ・資源把握（訪問によるヒアリング） イ 調査（5月～7月） 対象：ハウカツ、相談支援事業所、各種団体 等
②	つなぐ	住民同士や多様な地域団体がお互いを知り、課題解決に向けて話しあえる場やつながり（チーム）づくりをコーディネート	ア 分野を問わない参加機会の創出等に向けた懇談会／準備会 イ 定例会の立ち上げ
③	つくる	既存のサロンや教室等との地域活動を活用し、課題を解決するための「分野を横断した参加の機会」を創出	ア 民間支援団体等による新規の活動企画案の立ち上げ支援 イ ワークショップの開催

5 今後の方針

- (1) 3つの支援「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に展開し、“生きづらさや困りごと”を足立区全体の支援機関・地域の関係者が断らずに受けとめ、つながり続ける支援体制を構築していく。
- (2) 社会福祉協議会に配置されている既存の地域支え合い推進員^{※3}等とも連携し、属性や世代、分野を超えて支えあう仕組みづくり、地域福祉活動の活性化を図っていく。

※3 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活支援や介護サービスの提供体制をサポート・コーディネートする者（別名：生活支援コーディネーター）

厚生委員会報告資料

令和7年4月15日

件名	足立区障がい福祉関連計画の策定スケジュールについて																												
所管部課名	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課																												
内容	障害福祉計画、障害児福祉計画は障害者総合支援法及び児童福祉法により、障害福祉サービス等の提供体制の確保等を目的として、3年を一期として策定することが義務付けられている。ついては、各福祉計画の策定を以下のとおり進める。 なお、障害者基本法に基づく障害者計画は、障がい者の自立や社会参加などの支援策を総合的・計画的に推進することで共生社会の実現につなげるものであり、足立区は6年を一期として策定している。 1 策定する計画と計画年次、根拠法 <table><tr><th></th><th>R 6</th><th>R 7</th><th>R 8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr><tr><td>障害者計画 (障害者基本法)</td><td colspan="6">足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅣ～</td></tr><tr><td>障害福祉計画 (障害者総合支援法)</td><td colspan="3">足立区第7期 障がい福祉計画</td><td colspan="3">足立区第8期 障がい福祉計画</td></tr><tr><td>障害児福祉計画 (児童福祉法)</td><td colspan="3">足立区第3期 障がい児福祉計画</td><td colspan="3">足立区第4期 障がい児福祉計画</td></tr></table>		R 6	R 7	R 8	R9	R10	R11	障害者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅣ～						障害福祉計画 (障害者総合支援法)	足立区第7期 障がい福祉計画			足立区第8期 障がい福祉計画			障害児福祉計画 (児童福祉法)	足立区第3期 障がい児福祉計画			足立区第4期 障がい児福祉計画		
		R 6	R 7	R 8	R9	R10	R11																						
	障害者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 ～あだちノーマライゼーション推進プランⅣ～																											
	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	足立区第7期 障がい福祉計画			足立区第8期 障がい福祉計画																								
	障害児福祉計画 (児童福祉法)	足立区第3期 障がい児福祉計画			足立区第4期 障がい児福祉計画																								
2 計画策定手順および主なスケジュール（予定） (1) 事業者の専門性、豊富な経験により創意工夫を活かした質の高い計画を策定するため、プロポーザル方式を採用し、事業者を公募する。 (2) 計画の策定にあたっては、厚生委員会、足立区地域保健福祉推進協議会及び足立区地域自立支援協議会に諮る等、様々な関係者からの意見聴取に努めていく。																													
	<table><tr><th>年月</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和7年4月</td><td>第1回プロポーザル選定委員会 実施手続の決定・スケジュール確認</td></tr><tr><td>令和7年6月</td><td>第2回プロポーザル選定委員会 提案書提出事業者の選定</td></tr><tr><td>令和7年8月</td><td>第3回プロポーザル選定委員会 提案書の特定</td></tr><tr><td>令和7年 10～11月</td><td>実態調査の内容検討</td></tr><tr><td>令和8年1月</td><td>実態調査の実施</td></tr></table>	年月	内容	令和7年4月	第1回プロポーザル選定委員会 実施手続の決定・スケジュール確認	令和7年6月	第2回プロポーザル選定委員会 提案書提出事業者の選定	令和7年8月	第3回プロポーザル選定委員会 提案書の特定	令和7年 10～11月	実態調査の内容検討	令和8年1月	実態調査の実施																
年月	内容																												
令和7年4月	第1回プロポーザル選定委員会 実施手続の決定・スケジュール確認																												
令和7年6月	第2回プロポーザル選定委員会 提案書提出事業者の選定																												
令和7年8月	第3回プロポーザル選定委員会 提案書の特定																												
令和7年 10～11月	実態調査の内容検討																												
令和8年1月	実態調査の実施																												

年月	内容
令和 8 年 3 月	調査報告書の作成
令和 8 年 6 月	厚生委員会報告（実態調査結果報告）
令和 8 年 7 ～ 9 月	調査結果を踏まえた第 8 期障がい福祉計画 ・第 4 期障がい児福祉計画の素案の検討
令和 8 年 1 0 月	第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉 計画の素案の作成 厚生委員会報告（素案の報告）
令和 8 年 1 1 月	パブリックコメント
令和 8 年 1 2 月	関係団体ヒアリングの実施
令和 9 年 3 月	厚生委員会報告（計画案の報告）
令和 9 年 3 月	第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計 画策定

3 次期計画の基礎資料とするため令和 7 年度に実施する調査（案）

調査対象		調査予定数等
障がい者	区内に在住する、障がいに関する手帳等を持つ 1 8 歳以上の方	2 6 0 0 件 * 障がい種別を考慮し無作為抽出、調査票を郵送
障がい児	区内に在住する、障がいに関する手帳等を持つ 1 8 歳未満の方およびその保護者	4 0 0 件 * 障がい種別を考慮し無作為抽出、調査票を郵送
事業者	区内の障がい福祉サービス等事業者	全事業所 * Web 回答で実施

※ 前回の調査結果等は、別添「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査報告書（概要版）」を参照

4 今後の方針

- (1) 実態調査については、障がい者が回答しやすいような工夫（音声読み上げコードの添付、ルビ、文字の見やすさの配慮等）を行う。
- (2) 障がい者・障がい児の調査については、W e b 回答の併用可否について障がい者団体の意見も聞きながら検討する。

厚生委員会報告資料

令和7年4月15日

件 名	特別養護老人ホームに関わる課題対応に伴う整備方針の一時凍結について																														
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																														
内 容	特別養護老人ホーム整備方針の検討状況について、以下のとおり報告する。 1 現状と対応の方向性 (1) 足立区では令和2年度に、令和11年度までの「特別養護老人ホーム整備方針」を策定し、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の整備により待機者の解消を図ってきた。それにより令和2年度に2,475人だった待機者数は、令和7年2月末現在で、1,961人と約2割減少した。一方、希望先の特養が一定の特養に集中し、個室では230床の空床が発生している。 (表1) 空床状況の推移 <table><tr><th colspan="2">令和4年度末</th><th colspan="2">令和5年度末</th><th colspan="2">令和6年度末</th></tr><tr><td>全ベッド数</td><td>個室</td><td>全ベッド数</td><td>個室</td><td>全ベッド数</td><td>個室</td></tr><tr><td>1,700 床</td><td>229 床</td><td>1,805 床</td><td>222 床</td><td>2,030 床</td><td>230 床</td></tr></table> (2) 都は特別養護老人ホームの整備に関して、入所希望の多い多床室の整備を3割以下と定めており、このままの状態の特養の整備を続けても、個室の空きが拡大し、空床による介護報酬の減額により、閉鎖せざるを得ない特養が出てくる可能性も否定できない。 (3) <u>まずは長期待機者等の実情を把握することで、待機者数の減少や、個室の空床を極力減らす取組みを行ない、その効果を検証するため令和8年度以降に予定する特養の整備については一時凍結したい。</u> 2 待機者の詳細な実態把握が必要な理由 令和6年11月に、特養向けに実施したアンケートの調査の結果から、各特養の待機者の中には医療的なケアが必要な方が200人程度含まれていることが確認できたが、特養は医療提供を主目的とした施設ではないため、受入れ可能な特養数は限られている（例：鼻腔の経管栄養に対応可能な特養は31特養のうち4）。そのため、医療的ケアが必要な待機者の実態を把握し介護医療院等の受入れ可能性がある施設へ誘導を行う必要がある。 (表2) 医療的ケアを要する待機者数 <table><tr><th></th><th>(第1希望施設) 多床室</th><th>(第1希望施設) 個室</th><th>合計</th></tr><tr><td>待機者数</td><td>1,309 人</td><td>652 人</td><td>1,961 人</td></tr><tr><td>医療的ケアを要する待機者数</td><td>166 人</td><td>32 人</td><td>198 人</td></tr></table>	令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末		全ベッド数	個室	全ベッド数	個室	全ベッド数	個室	1,700 床	229 床	1,805 床	222 床	2,030 床	230 床		(第1希望施設) 多床室	(第1希望施設) 個室	合計	待機者数	1,309 人	652 人	1,961 人	医療的ケアを要する待機者数	166 人	32 人	198 人
令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末																											
全ベッド数	個室	全ベッド数	個室	全ベッド数	個室																										
1,700 床	229 床	1,805 床	222 床	2,030 床	230 床																										
	(第1希望施設) 多床室	(第1希望施設) 個室	合計																												
待機者数	1,309 人	652 人	1,961 人																												
医療的ケアを要する待機者数	166 人	32 人	198 人																												

3 待機者に有用な情報を提供

令和6年11月に、待機者向けに実施したアンケート調査の結果から、多床室の希望者の中にも、「利用料金によっては個室に変更できる」と回答した方が約2割ほどいた。また、希望先の特養が集中することにより、他特養の空床や長期の待機につながっていることから、以下の対応を行う。

- (1) 待機者が求めている各特養の利用料金や利用可能なサービス等の情報について、今後、特養やケアマネジャー等に具体的な周知内容や周知方法に関する意見を確認し、待機者にとって適した施設への入所に繋がるように丁寧な周知を行う。

※ 現在は、各特養がそれぞれに、利用料金やサービス等をホームページ等で公開している。

- (2) 利用料金の自己負担分が軽減される、低所得者向けの制度についても広く周知する。

(表3) 自己負担分が軽減された場合の料金目安(要介護4で負担割合が1割の場合)

種別	利用料金の自己負担分が軽減される制度※1 (1) 負担限度額認定 (2) 高額介護サービス費				
	適用されない場合	適用される場合			
		第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②
多床室	113,500円※2	生活保護	39,600円	57,000円	78,300円
個室	163,700円※2	生活保護	53,100円	85,200円	106,500円

※1 制度適用の可否及び、適用される段階は世帯収入額等により審査、決定される。

※2 区内特養における平均利用料金額

4 今後の経過確認と対応

- (1) 待機者にとって適した施設への入所に確実に繋げるとともに、各特養に毎月、特養待機者や個室の空床状況を調査・分析し、その後の取組みに活かしていく。
- (2) 項番2、3による効果検証と、令和7年度に予定している2か所の特養開設(多床室85床、個室215床)の影響を踏まえ、令和8年度上期までを目途に、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定にあわせて、令和8年度以降の特養の整備について方針を検討する。

5 その他

アンケート概要については、別紙の通り。

アンケート実施概要

1 アンケート実施方法

以下の条件でアンケートを実施した。

調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率
優先度A待機者 (R6.9.30現在)	紙面	703人	323人	45.9%
特養の施設長 (区内)	アンケート用 電子データ	29 特養	29 特養	100%
ケアマネジャー (区内事業所)	インターネット	620人	112人	18.1%

(待機者の優先度)

足立区では、申込者の要介護度等の状態を踏まえて審査により入所優先度を3段階で区分している。

優先度A：早期に特養への入所が必要

優先度B：特養への入所が望ましい

優先度C：他の介護施策等により居宅での生活が当面可能

2 アンケートから見てきた状況と課題に向けた取り組み（案）

(1) 相談体制の構築、わかりやすい情報の提供

アンケート等から 確認できた状況	現状の問題点	対応の方向性
① 過去1年で待機者に入所の声掛けをしたが医療的ケア（※）が必要なため入所に至らなかった待機者の割合 【特養施設長アンケート】 ア 多床室 12.7% イ 個室 4.8% ② 精神疾患や医療的ケアを要する待機者の割合 【優先度A待機者アンケート】 ア 精神疾患がある 32.0% イ 医療的ケアを要する 28.1% ※ 医療的ケア 在宅生活等で日常的に行われている痰の吸引や経管栄養などの医療行為	① 医療的ケアが必要な待機者への対応が不足している。 医療的ケアを要するため受入れ可能な特養が限定され少ないため、待機者が多い。 そのことを知らずに申し込まれる方が多く、長く待機する要因となっている。 そのため申し込み時に特養以外の選択肢も提案できる相談体制の構築や情報の提供が必要	① 区民や介護事業者等へ医療的ケア対応施設等を周知する。 ② 区民や介護事業者等へ医療的ケア対応施設等の情報提供を行う相談窓口を設置する。 ③ 待機者に係るケアマネジャー等が適切な施設への案内を行えるよう研修等を実施する。 ④ 介護医療院（※）増設を検討する。 ※ 介護医療院とは、要介護者で長期にわたり療養が必要な方に医療と介護の両方が提供できる介護保険法の施設（区内には現在3施設）

アンケート等から 確認できた状況	現状の問題点	対応の方向性
③ 過去1年で、待機者に入所の声掛けをしたが断られ入所に至らなかった待機者の割合 【特養施設長アンケート】 ア 多床室 11.2% イ 個室 16.2% ④ 待機期間を考慮して、特養への入所が必要ない状態でも、利用者に入所の申込みを薦めたことのあるケアマネジャーの割合 【ケアマネジャーアンケート】 ア 薦めたことがある 55.4% イ 薦めたことがない 44.6%	② 緊急性が低いと思われる待機者が一定程度存在する。 早期の予備的申込みであるため入所に至らない待機者が多い。 真に入所が必要となつてから申し込みを行う制度への転換が必要	⑤ 令和6年12月より、入所検討委員会を年5回から毎月開催へと制度変更した。 ⑥ 待機者向けの通知やケアマネジャーの研修等で必要なタイミングで申込みいただくよう定期的に周知を行う。 ⑦ 待機者に施設から入所可能の連絡を行ったが断われた場合に、申し込み辞退届を提出してもらい緊急性の低い待機者を減らす（令和6年12月から導入）。

（2）正しい利用料金や減額・免除の制度の周知

アンケート等から 確認できた状況	現状の問題点	対応の方向性
① 多床室待機者のうち条件が合えば個室への申込みを検討すると回答した待機者の割合 【優先度A待機者アンケート】 ア 個室に空床がある場合 16.0% イ 多床室との料金差額が5万円以下の場合 1.3% ウ 同3万円以下の場合 1.3% エ 同2万円以下の場合 17.8% オ 同1万円以下の場合 23.6% カ 差額が無い場合 8.4% キ 多床室から変更意思無し等 31.6%	① 各特養で異なる料金において、個室と多床室の料金の差などの情報公開や周知が足りていない。 ② 利用料金軽減制度を知らないため「個室への入所は無理」だと思う待機者が存在する。 個室の利用料金や負担軽減制度等の情報が不足しているため、多床室しか入れないと思っている待機者が存在すると思われる。	① 区民や介護事業者等へ利用料金軽減制度や個室の利用料金情報、空床状況等の周知を強化する。 ② 区民や介護事業者等へ各特養の利用料金や利用料金軽減制度などの情報提供を行う相談窓口を設置する。 ③ ケアマネジャーへ正しい情報を把握してもらうための取り組みを行う。

アンケート等から 確認できた状況	現状の問題点	対応の方向性
② 居室別の待機者 【令和7年1月待機者統計より】 ア 多床室のみ希望 61.4% イ 個室（第2希望含む）希望 38.6% ③ 居室種別ごとの空床率 【特養施設長アンケート】 ア 多床室 3.5% イ 個室 11.3% 多床室は退所者と新規入所者の入替えのため生じる空床期間（2、3週間程度）を除けばいずれの施設も満床。	③ 需要（多床室への高い要望）と供給（個室の供給過多）のアンバランス 約6割の待機者は多床室を希望しているが、都補助要件により新規整備の特養定員の7割以上は個室とされているため、新規整備により更に個室の空床が増え特養の運営に影響が生じる。	④ 整備方針期間中（令和11年度まで）の新規特養の公募を延期し、まずは個室の空床解消の取組みを行う。 ⑤ 国や都に対して整備時における多床室の割合の柔軟な対応を要望していく。

（3）特養職員不足を解消し未稼働ベッドをなくす取り組み

アンケート等から 確認できた状況	現状の問題点	対応の方向性
① 過去1年間の特養職員配置月別配置数が配置基準以下だったことのある特養の割合 【特養施設長アンケート】 ア 配置基準以下の月があった 17.2% イ 配置基準以下の月がなかった 82.8%	① 職員人材不足により本来受け入れが可能な入居者数に至っていない。 特養の職員配置基準最低限の人員配置が常態化しており、十分な介護サービスの提供が難しく、休床（ベッドはあるが稼働していない状態）が発生している。	① 「介護・障がいのしごと相談・面接会」「雇用創出事業」「若者向け短期就労体験・就労支援事業」の事業一体化実施など、さらなる介護人材確保に努める。 ② 区による外国籍職員の採用・育成のための支援を行う。 ③ 子どもの頃から将来の職業を考える際の選択肢となるよう、年代に合わせた啓発活動を行う。

アンケート等から 確認できた状況	現状の問題点	対応の方向性
② 過去3年間の離職数とそのうち在籍期間1年未満の人数 【特養施設長アンケート】 ア 過去3年間の離職数 正規 502人 非正規 320人 イ アのうち在籍期間1年未満の人数 正規 148人 非正規 116人	② 職員体制に余裕がないため、新規職員の教育体制を整えることが困難 ③ 職員の待遇向上による採用・定着確保が必要 人員不足のため、新人など若手職員への丁寧な支援が行えず、こうした職員へのフォロー不足により定着率を下げの一因となっている。	④ 医療介護連携・研修センターで介護職員の資格取得助成や介護職員の研修を区が実施し、職員の定着を図る。 ⑤ 「若者向け就労体験・就労支援事業」など、介護に興味のある若年層に対する働きかけを実施する。 ⑥ 若年層の就労を推進するため、特養職員の確保・定着支援策を実施する（R7 実施予定「家賃支援事業」）。 ⑦ 区内高校生向けに、介護職員のキャリアプランや体験談等を記載したリーフレットを作成し、「あだちの介護」の魅力を発信する取り組みを行う。

<参考> 特養整備の現状

令和2年度策定の整備方針に基づく特養開設状況

	開設時期	施設名（地域）	定員増（床）
1	3年 4月	花ざかり（中央本町）	個 90 多 0
2	4年11月	新田楽生苑（新田）	個 96 多54
3	5年10月	タムスさくらの杜花畑（花畑）	個105 多30
4	6年11月	ロイヤル足立（舎人）	個120 多30
5	6年12月	ピオーネ足立（平野）	個105 多30
6	7年11月予定	はなはた三清荘（花畑）	個116 多31
7	8年 3月予定	（仮称）本木（本木）	個 99 多54
合計（床）			個室731・多床室229
8	6年度公募（延期）	新規整備	150（個＋多）
9	8年度公募（延期予定）	新規整備	150（個＋多）
総合計（床）			1,260

個：個室 多：多床室

厚生委員会報告資料

令和7年4月15日

件 名	令和6年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について																		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																		
内 容	令和6年度地域包括支援センターの業務委託評価の概要及び結果について、以下のとおり報告する。																		
	1 評価の概要																		
	(1) 目的 地域包括支援センターの機能強化に向けたPDCAサイクル（別紙）により、業務の平準化及び質の向上、適正かつ公正な業務運営体制の確保を図る。																		
	※ 地域包括支援センターの契約方法は、平成18年度から随意契約（単年度）だが、令和7年度から令和14年度にかけて、毎年度3か所ずつ25か所全ての契約方法を順次プロポーザル方式に切り替えるため、その実施順の参考とする。																		
	(2) 評価対象期間 令和6年4月1日～令和6年12月31日																		
	(3) 実施期間 令和7年1月23日（木）～令和7年2月6日（木）																		
	(4) 評価方法 履行評価（6点）取組評価（3点）委員評価（1点）の合計10点で行う。																		
	ア 区による履行評価、取組評価 イ 地域包括支援センター運営協議部会委員による評価																		
	(5) 評価視点 ア 履行評価・取組評価 足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書及び各事業の活動報告書等に基づき、履行状況や地域包括支援センターの運営体制、事業ごとの取組状況等について、各事業担当課（高齢者地域包括ケア推進課、医療介護連携課、絆づくり担当課）が委託元の視点で評価する。																		
	イ 委員評価 「委員評価チェックシート」等に基づき、地域特性、利用者への配慮等、利用者目線に立ち、（ア）（イ）の委員が専門的・客観的な視点で評価する。																		
(ア) 外部評価委員	<table><tr><td></td><td>氏 名</td><td>選出団体等</td></tr><tr><td>1</td><td>大口 達也</td><td>学識経験者（埼玉福祉医療保育製菓調理専門学校）</td></tr><tr><td>2</td><td>中村 輝夫</td><td>足立区友愛クラブ連合会</td></tr><tr><td>3</td><td>鈴木 由美子</td><td>足立区民生・児童委員協議会</td></tr><tr><td>4</td><td>内藤 久子</td><td>足立区町会・自治会連合会</td></tr><tr><td>5</td><td>結城 宣博</td><td>足立区社会福祉協議会</td></tr></table>		氏 名	選出団体等	1	大口 達也	学識経験者（埼玉福祉医療保育製菓調理専門学校）	2	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会	3	鈴木 由美子	足立区民生・児童委員協議会	4	内藤 久子	足立区町会・自治会連合会	5	結城 宣博	足立区社会福祉協議会
	氏 名	選出団体等																	
1	大口 達也	学識経験者（埼玉福祉医療保育製菓調理専門学校）																	
2	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会																	
3	鈴木 由美子	足立区民生・児童委員協議会																	
4	内藤 久子	足立区町会・自治会連合会																	
5	結城 宣博	足立区社会福祉協議会																	
(イ) 内部評価委員	<table><tr><td></td><td>氏 名</td><td>所属（R6年度）</td></tr><tr><td>1</td><td>半貫 陽子</td><td>高齢者地域包括ケア推進課長</td></tr><tr><td>2</td><td>瀬崎 正人</td><td>医療介護連携課長</td></tr><tr><td>3</td><td>日吉 理仁</td><td>介護保険課長</td></tr><tr><td>4</td><td>會田 康之</td><td>絆づくり担当課長事務取扱 地域のちから推進部参事</td></tr></table>		氏 名	所属（R6年度）	1	半貫 陽子	高齢者地域包括ケア推進課長	2	瀬崎 正人	医療介護連携課長	3	日吉 理仁	介護保険課長	4	會田 康之	絆づくり担当課長事務取扱 地域のちから推進部参事			
	氏 名	所属（R6年度）																	
1	半貫 陽子	高齢者地域包括ケア推進課長																	
2	瀬崎 正人	医療介護連携課長																	
3	日吉 理仁	介護保険課長																	
4	會田 康之	絆づくり担当課長事務取扱 地域のちから推進部参事																	

(6) 評価対象事業及び評価配点

	評価配点 評価対象事業	履行 評価	取組 評価	委員 評価	評価 合計
1	運営体制	6 点	3 点	1 点	10 点
2	総合相談支援	6 点	3 点	1 点	10 点
3	権利擁護	— (※)	9 点	1 点	10 点
4	包括的・継続的ケアマネジメント	6 点	3 点	1 点	10 点
5	在宅医療・介護連携推進	6 点	3 点	1 点	10 点
6	生活支援体制整備及び一般介護予防	6 点	3 点	1 点	10 点
7	認知症施策関連	6 点	3 点	1 点	10 点
8	地域ケア会議推進	6 点	3 点	1 点	10 点
9	家族介護者支援	6 点	3 点	1 点	10 点
10	寄り添い支援活動	6 点	3 点	1 点	10 点
	合 計	54 点	36 点	10 点	100 点

※ 履行評価は、仕様書に数値化された項目を客観的に評価している。権利擁護は、業務の性質上から数値化しにくいため、履行評価は行わない。

2 結果

区分	評点	該当数	
		R 5 年度	R 6 年度
良好	80 点以上	25 か所	24 か所 (※)
普通	60 点以上 80 点未満	0 か所	0 か所
不良	60 点未満	0 か所	0 か所

詳細は、別添「令和6年度足立区地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果」のとおり

※ 千住本町の評価は、令和6年8月から受託事業者が代わったため、結果から除外した。

3 令和6年度の講評（抜粋）

(1) 維持してほしいこと

ア 地域包括支援センターの運営体制

3職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）の不在期間がなく、安定した運営体制が保てるように、引き続き法人内で協力体制を継続してほしい。

イ 働きやすい職場環境

多数の職員を抱えるが、職員のモチベーション維持を図り、今後も退職者が出ないようにしてほしい。

(2) 挑戦してほしいこと

ア 後継者の育成

職員の補充は、原則内部異動でベテラン職員を配置すると聞いた。今後も、法人の協力を得ながら、運営体制の安定を目指してほしい。一方で、ベテランの配置が難しい場合は、新卒を採用していた。ハウカツ職員は、ベテランが多いため、後継者の育成は大切である。今後も、年齢のバランスを考えて、積極的に若い人材を採用してほしい。

イ 認知症サポーター養成講座

担当地域の小学校や中学校と連携し、認知症の普及啓発と地域のネットワーク構築に挑戦してほしい。

4 今後の対応

- (1) 各事業担当課（※）は、地域包括支援センターが作成した「令和7年度事業計画書」の履行状況を定期的に把握し、実施している内容が令和6年度の評価結果及び改善要求を反映しているか確認をする。
- (2) 各事業担当課は、「令和7年度事業計画書」に基づき、地域包括支援センターにヒアリングを行い、より良い業務運営を目指し目的を共有する。

※ 高齢者地域包括ケア推進課

介護予防・生活支援係、認知症施策推進係、地域包括支援センター係
医療介護連携課

医療介護連携推進係、高齢援護第一係・第二係、権利擁護係
絆づくり担当課

絆づくり事業調整担当係

事業計画を立てる（ホウカツ） 3月中旬～4月下旬

運営方針・仕様書・評価結果（改善要求）に基づいた令和 6 年度事業計画書を作成

- 1 足立区と受託法人で契約を締結
- 2 高齢者地域包括ケア推進課・医療介護連携課・絆づくり担当課とホウカツで目的を共有
- 3 高齢者地域包括ケア推進課・医療介護連携課・絆づくり担当課とホウカツで契約内容の計画をヒアリング（4月下旬～6月下旬）

Plan

事業計画を実行する（ホウカツ）

委託契約内容を実施（10事業）

仕様書に基づいた委託業務を実施

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 運営体制 | 6 生活支援体制整備及び |
| 2 総合相談支援 | 一般介護予防 |
| 3 権利擁護 | 7 認知症施策関連 |
| 4 包括的・継続的ケアマネジメント | 8 地域ケア会議推進 |
| 5 在宅医療・介護連携推進 | 9 家族介護者支援 |
| | 10 寄り添い支援活動 |

Do

業務改善を行う（ホウカツ） 2月上旬～3月下旬

評価結果に基づいた改善要求（運営体制や事業計画など）

Action

履行状況を評価する（足立区） 1月中旬～2月上旬

履行状況をできるだけ数値化した項目で客観的評価を実施

Check

		不良	普通	良好
評 点		60点未満	60点以上80点未満	80点以上
①	履行計画ヒアリング	(2月上旬～中旬) 高齢者地域包括ケア推進課とセンター長が履行状況や取組内容を確認		
②	運営状況ヒアリング	(3月上旬～中旬) 高齢者地域包括ケア推進課とセンター長等（法人の代表者等）が指摘事項を共有		
	改善要求	高齢者地域包括ケア推進課からセンター長等に、評価結果に基づく各事業毎の業務内容の改善やサービスの質の向上を要求		
③	出張研修	(6月) 基幹ホウカツと高齢者地域包括ケア推進課でホウカツに出向き改善要求に基づいた出張研修を開催		

自己評価（228項目・9月頃）

	評 価 者	ホウカツの職員
①	評 価 視 点	厚生労働省が作成したホウカツの運営マニュアル及び区の運営方針に基づき、実践の振り返り及び業務に対しての気づき

履行評価（15項目）

取組評価（235項目）

②	評 価 者	高齢者地域包括ケア推進課、医療介護連携課、絆づくり担当課 （3課8係：約32名）	
	評 価 視 点	委託仕様書の履行状況	履行状況の取組内容

委員評価

③	評 価 者	- 運営協議部会員 （学識、区民代表：足立区友愛クラブ連合会、足立区民生・児童委員協議会、足立区町会・自治会連合会） - 区管理職	
	評 価 視 点	利用者目線に立ち専門的・客観的	

厚生委員会報告資料

令和7年4月15日

件名

足立区高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画の策定スケジュールについて

所管部課名

福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
高齢者地域包括ケア推進課、医療介護連携課

内容

介護保険法では、３年を１期とする介護保険事業計画を定めることとされており、令和９年度から１１年度までを計画期間とする次期計画（第１０期計画）については、令和７年度から策定の作業を進める必要があるため、以下のスケジュールに沿って作業を進めていく。

１ 計画年次
令和９年度～令和１１年度
計画の期間については、３年を１期としている。

(年度)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第９期	現在の計画 ←────────────────→					
第１０期		調査・分析・策定		次期計画 ←────────────────→		

２ 策定スケジュール（予定）

日程	内容
令和７年４月	第１回プロポーザル選定委員会 募集要件等の決定
令和７年６月	第２回プロポーザル選定委員会 提案書提出者の選定
令和７年７月	第３回プロポーザル選定委員会 提案書の特定
令和７年９月	高齢者等実態調査① 在宅介護実態調査の実施 ※聞き取り調査
令和７年１１月	高齢者等実態調査② その他の調査の実施 区民対象調査：４種、事業者対象調査：５種
令和８年６月	足立区高齢者等実態調査報告書の作成
令和８年９月	足立区高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画 中間報告（案）の作成
令和８年１０月	パブリックコメント 公聴会
令和９年３月	足立区高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画の策定

3 計画策定作業等における留意点

- (1) 計画策定支援委託事業者をプロポーザル方式で選定する理由
介護保険制度を始めとする高齢者福祉の広範かつ専門的な知識に加え、調査内容への助言、調査結果の分析、人口推計などの様々なスキルや豊富な経験を必要とする業務のため、入札による価格のみの競争ではなくプロポーザル方式を採用した。
- (2) 計画策定における意見聴取等
厚生委員会、足立区地域保健福祉推進協議会、パブリックコメント、公聴会等を通して、さまざまな方からのご意見等を賜り、内部で検討を重ねて計画に反映していく。

4 高齢者等実態調査の要件等（案）

(1) 区民対象調査

① 介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査

【対象者】65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者
【調査対象者数】7,500人（無作為抽出）
【設問数】50問程度

② 高齢者単身世帯実態調査

【対象者】75歳以上の単身高齢者
【調査対象者数】2,500人（無作為抽出）
【設問数】50問程度

③ 要介護認定者に関する実態調査

【対象者】要介護1～5の認定者
【調査対象者数】5,000人（無作為抽出）
【設問数】50問程度

④ 在宅介護の実態に関する調査

【対象者】在宅生活中の要支援・要介護認定者
【調査対象者数】1,000人（調査期間中に認定の更新申請を行った者）
【設問数】20問程度

⑤ 第2号被保険者調査

【対象者】55歳～64歳の第2号被保険者
【調査対象者数】2,500人（無作為抽出）
【設問数】20問程度

(2) 事業者対象調査

⑥ 在宅サービス事業所調査

【対象者】在宅サービス事業所
【調査対象者数】約750事業所（全数調査）
【設問数】30問程度

⑦ 居宅介護支援事業所調査

【対象者】居宅介護支援事業所
【調査対象者数】約200事業所（全数調査）
【設問数】40問程度

	⑧ 介護保険施設調査 【対象者】介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 【調査対象者数】約 50 施設（全数調査） 【設問数】30 問程度
	⑨ 有料老人ホーム・軽費老人ホーム施設調査 【対象者】有料老人ホーム、軽費老人ホーム 【調査対象者数】約 60 施設（全数調査） 【設問数】40 問程度
	⑩ サービス付き高齢者向け住宅調査 【対象者】サービス付き高齢者向け住宅 【調査対象者数】約 40 施設（全数調査） 【設問数】30 問程度
	(3) 前回の調査結果等（参考） 別添「足立区高齢者等実態調査報告書【概要版】」を参照。
	(4) 調査項目の決め方 ア 調査項目は高齢者施策推進室が中心となり決定していく。 イ 調査は3年に1度行っており、経年で把握すべき項目は前回調査に引き続き調査項目とする。 ウ 厚生委員会での議論や庁内からの意見等を勘案し、高齢者や事業者など回答者の負担を考慮しつつも必要な項目は加えていく。
	5 今後の方針 (1) 令和7年4月から7月にかけてプロポーザルを実施し、コンサルティング事業者を決定したうえで、高齢者等実態調査及び計画策定の作業を進めていく。 (2) 計画の内容等については、足立区地域保健福祉推進協議会の介護保険・障がい福祉専門部会において審議を行う。 (3) 実態調査の結果や計画案等は、適切な時期に厚生委員会で報告する。